

## 火災原因損害調査に係る資格制度運用要綱

令和3年3月29日  
2千消予第1765号

この要綱は、火災原因損害調査規程（昭和57年3月1日 消防局訓令（甲）第3号）（以下「調査規程」という。）第11条の2（火災調査資格者の認定等）における火災原因損害調査に係る認定資格の制度（以下「資格制度」という）について必要な事項を定める。

### （目的）

- 1 資格制度について必要な事項を定めることにより、火災調査をより効率的かつ効果的に実施するとともに、火災調査に係る技術及び知識の円滑な伝達を可能にすることにより職員の火災調査能力の向上を図ることを目的とする。

### （種類）

- 2 火災調査資格者の種類は、「火災調査アドバイザー」、及び「火災調査インストラクター」とする。

### （資格認定要件）

- 3 火災調査アドバイザー及び火災調査インストラクターとしての認定要件を有する職員は、次の各号ア～オのいずれかに該当する、消防司令以下の階級にある職員のうち、消防長が火災調査に必要な知識及び技術並びに火災調査現場経験を特に有すると認める職員とする。

なお、認定要件を満たしていない職員であっても、過去に火災調査に係る業績について表彰を受けている場合はその業績を、当該職員が満たしていない認定要件を補完するものとして考慮できるものとする。

#### （1）火災調査アドバイザー

- ア 消防大学校火災調査科又は千葉市消防学校火災調査課程（平成23年度以降開催のもの）修了者で消防士長以上の階級にある職員
- イ 消防署調査係長として2年以上の勤務経験がある職員
- ウ 予防部予防課調査係（以下、「局調査係」という。）として2年以上の勤務経験があり、消防士長以上の階級にある職員
- エ 消防署調査係（以下、「署調査係」という。）で通算3年以上の勤務経験があり、消防士長以上の階級にある職員。
- オ 上記3（1）ア～エに該当しない職員で、認定を希望する、消防士長以上の階級にあり、所定の予防部予防課主催の所管課研修<sup>※1</sup>を受講済みの職員で且つ署長が上記3（1）ア～エの要件と同等の知識及び技術を有すると認める職員。

※1：予防部予防課主催の火災調査研修会【現場調査要領・電気火災・車両火災・ガス機器】

#### （2）火災調査インストラクター

- ア 消防庁消防研究センター原因調査室研修派遣経験があり、消防士長以上の階級にある職員
- イ 予防部予防課調査係又は署調査係で合計5年以上の勤務経験があり、その内局調査係で通算3年以上の勤務経験がある、消防司令補以上の階級にある職員
- ウ 消防大学校火災調査科修了者で且つ局調査係又は署調査係で通算3年以上の勤務経験があり、消防司令補以上の階級にある職員
- エ 消防署調査係長として5年以上の勤務経験がある職員
- オ 火災調査アドバイザーとして認定後、局調査係又は署調査係で通算5年以上の勤務経験があり、上記3（2）ア～エに示す要件と同等の知識及び技術を有すると認められる、消防司令補以上の階級にある職員

（認定）

4 火災調査資格者の認定等については、次のとおりとする。

- （1）火災調査アドバイザーは認定要件に該当する職員の中から、予防部予防課長及び消防署長が様式第1号「火災調査アドバイザー資格認定推薦書」により推薦し、表1に示す認定研修を終了後、消防長が認定するものとする。

表1 火災調査アドバイザー 認定研修カリキュラム

認定 該当 要件	1日目	2日目	3日目	4日目
	◆署調査係取扱事務	◆報告書作成指導要領 ◆調査指揮実習 ◆その他	◆火災調査の専門知識	◆高度資機材取扱要領 ◆製品鑑識実習 ◆その他
ア	○（過去5年以内に署調査係経験がない職員のみ）	○	○	○
イ	—	○ （受講を希望する職員のみ）	○	○
ウ	○（過去5年以内に署調査係経験がない職員のみ）	—	—	—
エ	—	○	○	○
オ	○	○	○	○

- （2）火災調査インストラクターは、認定要件に該当する職員の中から、予防部長が指名し、消防長が認定するものとする。

なお、認定後に表1に示す認定研修カリキュラムから希望する項目を受講できるものとする。

- （3）消防長は認定した職員に対し、認定証（様式第2号、様式第3号）を交付し、火災調査資格者名簿（様式第4号、第5号）に必要事項を記録し管理するものとする。

（役割）

5 火災調査資格者の役割は、次のとおりとする。

- （1）火災調査アドバイザー及び火災調査インストラクターは、主として火災調査現場における調査員への指導及び助言と、火災原因損害調査報告書作成についての補助、消防署職員の知識・技術の向上に

資する教育・啓発活動を行う。

- (2) 署調査係に配置された火災調査アドバイザーの、火災原因損害調査報告書作成の担当区分は、他の署調査係員と同等とする。
- (3) 火災調査インストラクターは原則として、出火原因判定書及び実況見分調書の作成を担当せず、上記5(1)に示す業務に注力するものとする。
- (4) 火災調査インストラクターは、千葉市消防学校主催の火災調査課程等の各種研修において、火災調査に係る技術及び知識の伝達に努めるものとする。

(知識・技術の維持)

- 6 火災調査アドバイザーは知識・技術の維持のために研修を受講するものとし、研修の種類は以下の通りとする。
  - (1) 火災調査アドバイザー実務研修：3年毎に受講する。(研修期間・内容については別途通知する。)
  - (2) 予防部予防課が指定する研修：指定に応じてその都度受講する。

(自己啓発)

- 7 火災調査資格者は、次に示す研修又は会議等に積極的に参加し、自己啓発に努めるものとする。
  - (1) 消防庁消防研究センター主催 調査技術会議、全国消防技術者会議
  - (2) 消防庁消防大学校主催 火災調査科
  - (3) 千葉県消防長会主催 火災調査研究発表会
  - (4) 局調査係主催 火災原因調査研修会
  - (5) その他、予防部予防課が推奨する研修

(資格認定の取り消し)

- 8 消防長は有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合、資格認定を取り消すことができる。
  - (1) 地方公務員法第28条(第1項第4号及び第2項第1号を除く)に基づく分限処分又は第29条に基づく懲戒処分を受けたとき
  - (2) 認定を継続することが適当でないと判断したとき

(その他)

- 9 その他の事項は、次のとおりとする。
  - (1) この運用に規定されていない事項又は内容が発生した場合については、必要に応じ予防部予防課長及び消防署長が相互に協議、検討して決定する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 火災調査アドバイザー資格認定推薦書

年 月 日

千葉市消防局長 様

職名

下記の職員を火災調査アドバイザー資格の認定予定者として推薦します。

被推薦者	所属							
	階級・氏名 <small>フリガナ</small>							
	生年月日・年齢	年	月	日	(	歳)		
	採用年月日	年	月	日				
	該当する 認定要件 (複数該当する場合は全て選択)	<input type="checkbox"/> ア 消防大学校火災調査科又は千葉市消防学校火災調査課程（平成23年度以降開催のもの）修了者で消防士長以上の階級にある職員 <input type="checkbox"/> イ 消防署調査係長として2年以上の勤務経験がある職員 <input type="checkbox"/> ウ 予防部予防課調査係として2年以上の勤務経験があり、消防士長以上の階級にある職員 <input type="checkbox"/> エ 消防署調査係で通算3年以上の勤務経験があり、消防士長以上の階級にある職員 <input type="checkbox"/> オ 上記ア～エに該当しない職員で、認定を希望する、消防士長以上の階級にあり、所定の予防部予防課主催の所管課研修を受講済みの職員で且つ署長が <u>上記ア～エ</u> の要件と同等の知識及び技術を有すると認める職員						
	調査係 従事期間 (欄が不足の場合は備考欄へ記入)	〇〇消防署調査係(長)	年	月	日～	年	月	日
	研修受講歴	<input type="checkbox"/> 市消防学校火災調査課程（年 月 日修了） <input type="checkbox"/> 消防大学校火災調査科（平成 年 月 日修了） <input type="checkbox"/> 火災調査研修会（現場調査要領）（年 月受講） <input type="checkbox"/> 火災調査研修会（電気火災）（年 月受講） <input type="checkbox"/> 火災調査研修会（車両火災）（年 月受講） <input type="checkbox"/> 火災調査研修会（ガス機器）（年 月受講）						
	表彰受賞歴 (火災調査業務に関わるもの)	<input type="checkbox"/> 消防庁長官表彰 <input type="checkbox"/> 消防長業績表彰 <input type="checkbox"/> 予防部長業績表彰 <input type="checkbox"/> 消防署長業績表彰 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
備考								

# 認定証

<p>(氏名)</p> <p>消防 太郎</p>	<p>認定番号</p> <p>第 号</p>
<p>上記の者は火災調査アドバイザーの資格を有することを証する。</p>	
<p>年 月 日</p> <p>千葉市消防局長 ○○ ○○ 印</p>	

# 認定証

(氏名)  消防 太郎	認定番号  第 号
上記の者は火災調査インストラクターの資格を有することを証する。	
年 月 日	
千葉市消防局長 ○○ ○○ 印	



